

水産業の振興に関する提言

国民に水産物を供給する使命を有する水産業の健全かつ安定的な発展が図られるよう、国は下記事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策のさらなる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。
2. 漁業所得補償制度については、地域の実情を踏まえた制度設計を行うとともに、円滑な実施に向け、関係者への周知徹底に努めること。
3. 海洋生物等の環境調査や水産資源の動向調査の充実を図るとともに、クロマグロ等、水産資源の管理対策を強力に推進すること。
また、効果的かつ効率的な監視・取締体制を構築し、密漁等違反防止対策を強化するとともに、漁業調整の円滑な推進を図ること。
4. 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。
5. 水産資源の適切な保存・管理及び水産業の健全な発展を図るため、水産物の輸入割当制度及び現行関税水準を堅持すること。
6. 加工残さ等、漁業系廃棄物の処理対策及び資源化に関する調査研究の推進と事業化を促進すること。
7. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。
8. 離島振興を図るため、水産基盤整備事業に係る漁港厚生施設の用地等、事業対象

の拡充を図るとともに、漁港施設用地の利用に関する制限の緩和等、制度の柔軟な運用を行うこと。